

平成 23 年 12 月 5 日

お客様 各位

丸紅コミュニティ株式会社
代表取締役社長 吉田 郁夫

「マンション管理の適正化の推進に関する法律」に基づく指示処分について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社元社員による管理組合様の資金の横領と専有部分での窃盗に対し、平成 23 年 11 月 17 日国土交通省関東地方整備局より「マンション管理の適正化の推進に関する法律」に基づく指示処分を受けましたのでご報告申し上げます。

弊社と致しましては、本件指示書を真摯に受け止め、既に再発防止に向けて、従業員への教育の徹底と社内チェック体制の強化に努め、二度と同様の事件を起こさぬよう全社挙げて取り組み、お客様の信頼回復に努めて参る所存でございます。

謹んで引き続きのご愛顧賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 処分年月日

平成 23 年 11 月 17 日

2. 処分の内容

指示処分

- 1 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役員及びマンション管理業の従事者すべてに速やかに周知徹底すること。
 - (2) 法の規定の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、社員に対し継続的にこれを実施すること。
 - (3) 日常の業務運営に関する調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。
 - (4) 管理員業務・会計業務従事者について、今回の事案を踏まえた業務従事状況の調査・点検を実施するとともに、再発防止にむけた取り組みとして再発防止策の策定、社内教育等を継続的に実施すること。
- 2 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

3. 処分理由

- (ア) 管理業務を受託している複数の管理組合において、元社員が管理組合財産を着服し、管理組合に損害を与えた。
- (イ) 元社員が管理員として従事していたマンションにおいて、窃盗行為を行い、区分所有者に損害を与えた。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】
丸紅コミュニティ株式会社 マンション総括部
03-5418-7375
(受付時間 9:00~17:30 土・日・祝を除く)